

石川県公報

平成 26 年 7 月 4 日

第 1 2 7 1 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (厚生政策課)	1	○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (出 納 室)	3
○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	1	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (水環境創造課)	3
○歳入の徴収事務の委託 (観光振興課)	2	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	3
○保安林の指定 (森林管理課)	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	4
○小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請す べき期間 (水 産 課)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	5
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	○県有財産売払入札公告 (道路整備課)	7

告 示

石川県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
福嶋 進	福島はり灸院	加賀市大聖寺荒町32	平成26年7月1日
坂本 尚美	坂本鍼灸院	河北郡津幡町北中条6-38	〃
児玉 信浩	こだま鍼灸整骨院	加賀市山代温泉10の105番地1	〃
児玉 壽美子	こだま鍼灸整骨院	〃	〃
瀬川 潤	おれんじ鍼灸接骨院	小松市若杉町二45-4	〃
宮下 千秋	宮下鍼灸院	河北郡内灘町鶴ヶ丘4-5-5	〃
神崎 健次	かわいまち治療院	輪島市河井町1-26	〃
山村 美樹	金はり院	小松市今江町7丁目552番地	〃
川根 千尋	はりきゅうかわね	加賀市大聖寺魚町41番地	〃
武本 壽男	武本 壽男	加賀市山代温泉ル49-1	〃
小野寺 智	くすのき鍼灸院	野々市市粟田1-263-1	〃

石川県告示第310号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
福嶋 進	福島はり灸院	加賀市大聖寺荒町32	平成26年7月1日
坂本 尚美	坂本鍼灸院	河北郡津幡町北中条6-38	〃
児玉 信浩	こだま鍼灸整骨院	加賀市山代温泉10の105番地1	〃
児玉 壽美子	こだま鍼灸整骨院	〃	〃
瀬川 潤	おれんじ鍼灸接骨院	小松市若杉町二45-4	〃
宮下 千秋	宮下鍼灸院	河北郡内灘町鶴ヶ丘4-5-5	〃
神崎 健次	かわいまち治療院	輪島市河井町1-26	〃
山村 美樹	金はり院	小松市今江町7丁目552番地	〃
川根 千尋	はりきゅうかわね	加賀市大聖寺魚町41番地	〃
武本 壽男	武本 壽男	加賀市山代温泉ル49-1	〃
小野寺 智	くすのき鍼灸院	野々市市栗田1-263-1	〃

石川県告示第311号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢・加賀ぐるりんパス、金沢・加賀ぐるりんきっぷ及び金沢・加賀ミニぐるりんパスに係る使用料の徴収に関する業務	金沢市鞍月1丁目1番地	公益社団法人石川県観光連盟	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

石川県告示第312号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

金沢市竹又町壺壺字7の丁(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第313号

石川県漁業調整規則(昭和40年石川県規則第1号)第8条第2項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年8月1日から同月11日まで

石川県告示第314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年7月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
清水小坂線	下記区間を道路区域から除外する。			県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市牧町110番1地先から 金沢市牧町20番4地先まで		5.50~22.60 552.0	

石川県告示第315号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表中9の項中「石川県計量協会 会長 富木 昭光」を「石川県計量協会 会長 瀬沢 誠二」に改める。

2の鹿島郡の表を削る。

公 告

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
加賀都市計画及び山中都市計画下水道事業	石 川 県	金沢市鞍月1丁目1番地	(1) 収用の部分 変更なし
加賀沿岸流域下水道(大聖寺川処理区)		石川県庁(石川県環境部水環境創造課)	(2) 使用の部分 変更なし

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゲンキー押野北店
野々市市押野六丁目17番ほか15筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月27日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,281平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 48台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 28平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 6立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午後9時45分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 5箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 7 届出年月日
平成26年6月26日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
平成26年7月4日から同年11月4日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成26年11月4日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見

の概要は、次のとおりである。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) イオンタウン野々市白山
野々市市白山町205番1ほか2筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成26年2月25日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
店舗駐車場の混雑によって、周辺道路が渋滞しないよう配慮し、安全対策について万全を期すること。
(2) 騒音の発生に係る事項
環境基準を順守し、苦情発生時には、適正、迅速な対応を図り、解決に努めること。
(3) 廃棄物に係る事項
事業系廃棄物は減量・再資源化を心がけ、法令に基づき適正に処理すること。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成26年7月4日から同年8月4日まで

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カーマホームセンター金沢駅西店、ホダカ金沢駅西店
金沢市二ツ屋町801番ほか45筆
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) カーマホームセンター金沢駅西店
(変更後) カーマホームセンター金沢駅西店、ホダカ金沢駅西店
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 鏡味 順一郎
愛知県刈谷市日高町三丁目411番地
(変更後) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行
愛知県刈谷市日高町三丁目411番地
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,135平方メートル

(変更後) 2,985平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 137台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 90台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 10台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 35台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による。

面積 130平方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

面積 164平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による。

面積 35立方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

面積 54立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時30分から午後8時まで

(変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後8時30分まで

(変更後) 午前6時から午後9時45分まで

ウ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 5箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 8箇所

位置 縦覧による。

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後7時まで

(変更後) 午前6時から午後7時まで

4 変更年月日

平成27年2月24日

5 変更理由

株式会社カーマが新店舗を設置し、それに伴い、駐車場を増設するため

6 届出年月日

平成26年6月23日

7 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

8 届出等の縦覧期間

平成26年7月4日から同年11月4日まで

9 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年11月4日
 金沢市鞍月1丁目1番地
 石川県商工労働部経営支援課

県有財産売却入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する物件

(1) 件名

物件番号	物 件 名	規 格	車 両 番 号
1	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た243
2	ロータリ除雪車	130 P S	石川99は132
3	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た486
4	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た374
5	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た376
6	ロータリ除雪車	200 P S	石川99に161
7	凍結防止剤散布車	2.5m ³ 自走式	石川800さ564
8	凍結防止剤散布車	2.5m ³ 自走式	石川88ぬ8283
9	凍結防止剤散布車	2.5m ³ 自走式	石川88ぬ6087
10	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た241
11	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た240
12	トラクターショベル	1.4m ³	石川00は165
13	ロータリ除雪車	200 P S	石99な294
14	ロータリ除雪車	200 P S	石99な234
15	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た487
16	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た594
17	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た689
18	除雪トラック	7 t 専用車(A)反転式	石川88た378
19	凍結防止剤散布車	2.5m ³ 自走式	石川88ぬ4321

(2) 売却物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日 時	入 札 場 所	開 札
1	平成26年8月28日 14時00分	小松市白江町リ61番地1	入札後、 即時開札
2	平成26年8月28日 14時30分	南加賀土木総合事務所 入札室	
3	平成26年9月1日 14時00分	金沢市泉本町6丁目34番地 県央土木総合事務所 入札室	
4	平成26年9月1日 14時30分		
5	平成26年9月1日 15時00分		
6	平成26年9月1日 15時30分		
7	平成26年9月1日 16時00分		
8	平成26年9月1日 16時30分		
9	平成26年9月1日 17時00分	七尾市本府中町ソ部27-9 中能登土木総合事務所 入札室	
10	平成26年9月2日 14時00分		
11	平成26年9月2日 14時30分		
12	平成26年9月2日 15時00分		

13	平成26年9月2日 15時30分	輪島市河井町22部1の1番地 奥能登土木総合事務所 4階会議室
14	平成26年9月2日 16時00分	
15	平成26年9月3日 14時00分	
16	平成26年9月3日 14時30分	
17	平成26年9月3日 15時00分	
18	平成26年9月3日 15時30分	
19	平成26年9月3日 16時00分	

3 説明会及び物件の公開

説明会及び物件の公開（以下「説明会等」という。）を以下のとおり実施する。また、説明会等の参加方法は入札説明書による。

なお、説明会等に参加せずに入札に参加する場合も、説明会等における説明事項を了知し、当該物件を確認しているものとみなす。

物件番号	説明会等実施日時	説明会等実施場所
1	平成26年7月22日 15時30分	金沢市松寺町 北陸自動車道高架下
2	平成26年7月22日 14時00分	小松市島田町 島田高架下
3	平成26年7月23日 14時00分	金沢市木越町イ38-1 東部車両基地
4		
5		
6		
7		
8	平成26年7月24日 14時00分	七尾市本府中町ソ部27-9 中能登土木総合事務所 大会議室
9		
10		
11	平成26年7月25日 14時00分	七尾市本府中町ソ部27-9 中能登土木総合事務所 大会議室
12		
13		
14	平成26年7月28日 13時30分	鳳珠郡能登町字上町 上町高架橋下
15		
16	平成26年7月28日 15時00分	珠洲市野々江町 珠洲土木事務所 駐車場
17		
18		
19		

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は直接自己の事業目的に使用する者であること。
- (3) 入札参加申請書の提出期限の翌日から入札の日までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 過去3年以内に石川県土木部（関係土木事務所を含む。）が所有する除雪機械の売買契約において契約条件の不履行があり、同種の一般競争入札に参加できないものでないこと。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成26年7月4日（金）から同年8月4日（月）（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 交付場所

物件番号	交 付 場 所	電 話 番 号
1	小松市白江町リ61番地1	0761-21-3333
2	南加賀土木総合事務所	
3	金沢市泉本町6丁目34番地 県央土木総合事務所	076-241-8201
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10	七尾市本府中町ソ部27-9 中能登土木総合事務所	0767-52-5100
11		
12		
13		
14	輪島市河井町22部1の1番地 奥能登土木総合事務所	0768-22-0567
15		
16		
17		
18		
19		

(3) 交付方法

(2)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県土木部道路整備課の下記ホームページから当該書面に係る電磁的記録をダウンロードすることができる。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/michi/josetsukikai/20140704a.html>

6 入札に関する事項

(1) 入札者に要求される義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加申請書及び添付書類をあらかじめ下記のとおり提出しなければならない。また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出場所 5(2)の交付場所に同じ

イ 提出期限 平成26年8月4日（月）午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限必着とする。）

なお、入札参加申請書に記載された使用予定内容が契約条項の用途指定に適合しない場合は、入札に参加する資格がないものとする。

(2) 入札の方法

1(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額を指定された納付方法により納付しなければならない。

ただし、石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札保証金の免除を認められたものは、入札保証金を免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約条項

入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、契約の相手方が石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものである場合は、免除する。

(4) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。

(5) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

(7) 問い合わせ先

物件番号	問い合わせ窓口	電 話 番 号
1	小松市白江町リ61番地 1	0761-21-3333
2	南加賀土木総合事務所 庶務課事業係	
3	金沢市泉本町6丁目34番地 県央土木総合事務所 庶務課事業係	076-241-8201
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10	七尾市本府中町ソ部27-9 中能登土木総合事務所 庶務課事業係	0767-52-5100
11		
12		
13		
14		

15		
16	輪島市河井町22部1の1番地	
17	奥能登土木総合事務所	0768-22-0567
18	庶務課事業係	
19		

